

室蘭市立小中学校体育施設開放事業実施要綱

第1条 主旨

生涯学習の普及・振興を図るため、学校教育法、社会教育法、スポーツ基本法および室蘭市立学校の施設の利用に関する規則（昭和28年教育委員会規則第10号）に基づき、学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民に開放する。

第2条 開放期間及び開放指定校

開放期間 4月1日から9月30日を前期、10月1日から翌年3月31日を後期とする。

ただし、12月29日から翌年1月3日まで、並びに学校教育担当課と校長会の協議により定めた学校閉庁日を除く。

開放指定校 別表1のとおり

第3条 開放場所及び要件等

- 1 次条の開放区分内であっても学校行事等により学校長が利用不可と判断した場合には、利用できないものとする。
- 2 開放場所は体育館及びこれに付随する施設（トイレ等）とし、活動人数によりコート数（面積）を制限する場合がある。
- 3 学校備品については、学校長が認めたもの以外は、利用できないものとする。
- 4 暖房設備の使用はできないものとする。

第4条 開放時間

- 1 開放時間区分は以下の表のとおりとする。

区 分		
小 学 校	夜 間 1	18:30～20:45
	夜 間 2	20:45～23:00
中 学 校	夜 間	19:00～21:15

第5条 開放対象団体

半数以上が室蘭市内に在住又は在勤・在学する者で構成された団体で、常時10名以上で活動可能な団体とする。なお、団体の代表者は室蘭市内に在住の者に限る。

第6条 利用申込み

- 1 利用者は、「学校体育施設開放事業利用申請書（別記様式第1号）」に必要事項を記入し、「団体名簿（別記様式第2号）」を添付のうえ、「一般財団法人室蘭市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）」（市体育館内）に提出する。
- 2 教育委員会は、申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、「学校体育施設開放事業利用許可書（別記様式第3号）」を交付する。
- 3 記載事項に変更があった場合は、すみやかに申請書を再提出する。

第7条 利用許可と取消し及び利用の中止

- 1 教育委員会は、次の事項のいずれかに該当する場合は、その利用を許可しない。
 - (1) 公安・風俗を害するおそれがあると認められる場合
 - (2) 建物とその付属物をき損するおそれがある場合
- 2 教育委員会は、次の事項のいずれかに該当する場合は、その団体の以後の利用許可を取消す場合がある。
 - (1) 教育委員会の指示、注意に対し、改善が見られない場合
 - (2) 利用許可を受けた後、特別の理由がなく利用しない場合
 - (3) 申請書の目的と実際の利用の目的が著しく異なる場合
 - (4) 申請内容（申請書、団体名簿）に虚偽の内容が発覚した場合
 - (5) 別に定める遵守事項に著しく違反した場合
 - (6) 次条に規定する利用料を滞納または支払わない場合
- 3 教育委員会は、利用許可を受けない団体が利用する場合、その利用を中止する。

第8条 利用料

利用者は、学校体育施設を利用した場合には、利用相当額として第4条に掲げる開放区分1区分につき、1,000円を教育委員会に支払わなければならない。

第9条 利用状況の報告

利用者は、体育館を利用した際は、各学校に備えている「学校開放利用状況確認書（別記様式第4号）」に必要事項を漏れなく記入することとし、スポーツ協会は、指定する期日までに各学校の利用状況を教育委員会へ提出するものとする。

第10条 学校開放運営委員会

- 1 この事業を円滑に進めるため、学校ごとに「学校開放運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を置く。
- 2 運営委員会は、各学校の利用団体の代表者により構成され、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 学校との連絡調整
 - (2) 開放時間内の事業整理
 - (3) 利用団体調整会議に関すること

- (4) 施設、設備の管理保全に関すること
- 3 各運営委員会間の情報交換、連絡、意識確認等のため、運営委員会の代表による「学校開放運営委員会連絡協議会」を置く。
- 4 運営委員会に関し必要な事項は別に定める。

第11条 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則（令和2年3月4日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後に体育館を利用する場合で、施行の日の前日を有効期限とする学校体育施設開放事業利用確認書を所持している場合は、令和2年度に限り、改正後の室蘭市立小中学校体育施設開放事業実施要綱第8条の利用料から1枚につき500円を既納の利用料として減額し、差額がある場合は相当する額を改正後の要綱第8条に規定する利用料とみなす。

附 則（令和2年6月17日）

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月8日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

開放指定校一覧

区分	学校名
小学校（8校）	みなと小学校
	地球岬小学校
	海陽小学校
	天神小学校
	旭ヶ丘小学校
	八丁平小学校
	蘭北小学校
	白蘭小学校
中学校（7校）	室蘭西中学校
	星蘭中学校
	翔陽中学校
	東明中学校
	桜蘭中学校
	港北中学校
	本室蘭中学校